

2027年JAF国内競技車両規則 第3編スピード車両規定

※下線部：変更箇所

2027年規則	2026年規則
第1章 一般規定 第1条～第8条(略) 第9条 共通安全規定 改造および付加物の取付けなどにより競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。安全確保の見地から、JAFが監修するインターネットサイト (https://motorsports.jaf.or.jp) に掲載される場合がある。 9.1) (略) 9.2) けん引用穴あきブラケット すべての車両は、<u>前または後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。</u>(前後にけん引用穴あきブラケットを備えることを推奨する。)ただし、ダートトライアル競技およびサーキットトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。 (以下略) 第2章 スピードP車両規定 第1条～第3条(略) 第4条 <u>シャシー</u> 4.1) <u>最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。</u> <u>なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出し、</u>	第1章 一般規定 第1条～第8条(略) 第9条 共通安全規定 改造および付加物の取付けなどにより競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。安全確保の見地から、JAFが監修するインターネットサイト (https://motorsports.jaf.or.jp) に掲載される場合がある。 9.1) (略) 9.2) けん引用穴あきブラケット すべての車両は、<u>進行方向に対して牽引できる位置にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。</u>(前後にけん引用穴あきブラケットを備えることを推奨する。)ただし、ダートトライアル競技およびサーキットトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。 (以下略) 第2章 スピードP車両規定 第1条～第3条(略)

いかなる状態でも、この重量を下回することは認められない。
「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」×0.74）

第5条～第8条（略）

第3章 スピードPN車両規定

第1条～第3条（略）

第4条 シャシー

4.1）（略）

4.2）最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出し、いかなる状態でも、この重量を下回することは認められない。
「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」×0.74）

第5条～第6条（略）

第7条 サスペンション

材料の追加によるサスペンションの車体取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

7.1）～7.2）（略）

7.3）ショックアブソーバー：材質はカーボン材を除き自由。車高調整機

第4条～第7条（略）

第3章 スピードPN車両規定

第1条～第3条（略）

第4条 シャシー

4.1）（略）

4.2）最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

第5条～第6条（略）

第7条 サスペンション

材料の追加によるサスペンションの車体取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

7.1）～7.2）（略）

7.3）ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使

構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、アップーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）もしくは強化ゴムブッシュに変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.4）（略）

第8条～第9条（略）

第4章 スピードN車両規定

第1条～第2条（略）

第3条 エンジン

3.1）エンジンおよび補機：エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールド（主として外観意匠の向上を目的としたもの）は、修正加工、切除等を行わない場合に限り取外しても良い。

3.1.1）～3.1.4）（略）

3.2）～3.4）（略）

第4条 シャシー

4.1）（略）

4.2）最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。なお、ダートトライアル競技に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボ

用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。また、アップーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）もしくは強化ゴムブッシュに変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.4）（略）

第8条～第9条（略）

第4章 スピードN車両規定

第1条～第2条（略）

第3条 エンジン

3.1）エンジンおよび補機：エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールドは、美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取外しても良い。

3.1.1）～3.1.4）（略）

3.2）～3.4）（略）

第4条 シャシー

4.1）（略）

4.2）最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。なお、ダートトライアル競技に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボ

ジャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から 5 0 kg増量された値とする。 バラストは搭載することができない。 <u>なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出し、いかなる状態でも、この重量を下回することは認められない。</u> <u>「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」× 0. 7 4）</u> 4. 3）（略） 第 5 条～第 6 条（略） 第 7 条 サスペンション 7. 1）（略） 7. 2）<u>ショックアブソーバー：材質はカーボン材を除き自由。車高調整機構（ネジ式、C リング等）を伴うものに変更（使用）すること、別タンク式（別タンクの車体への取付は許されない）のものに変更（使用）することができる。また、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。</u> 7. 3）（略） 第 8 条～第 9 条（略） 第 5 章 スピード S A 車両規定 第 1 条～第 2 条(略) 第 3 条 エンジン 3. 1）エンジンおよび補機：<u>エンジンルーム内に機械部品を隠すことを</u>	チャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から 5 0 kg増量された値とする。 バラストは搭載することができない。 4. 3）（略） 第 5 条～第 6 条（略） 第 7 条 サスペンション 7. 1）（略） 7. 2）<u>ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、C リング等）を伴うものに変更（使用）すること、別タンク式（別タンクの車体への取付は許されない）のものに変更（使用）することができる。また、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。</u> 7. 3）（略） 第 8 条～第 9 条（略） 第 5 章 スピード S A 車両規定 第 1 条～第 2 条(略) 第 3 条 エンジン 3. 1）エンジンおよび補機：補修を目的として、当該自動車製造者が当
--	--

目的としたプラスチック製エンジンシールド（主として外観意匠の向上を目的としたもの）は、修正加工、切除等を行わない場合に限り取外しても良い。補修を目的として、当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している部品を使用する場合は、第1編第3章第1条1.9)の気筒容積別クラスを超えないこと。

3.1.1)～3.1.5) (略)

3.2)～3.5) (略)

第4条 シャシー

4.1)～4.2) (略)

4.3) 最低重量

競技種目別に以下に従った最低重量を保持しなければならない。JAFは性能の均等化を図るため、年度途中でも事前予告をもって最低重量を変更することがある。

4.3.1) ジムカーナ競技（舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から50kg減量された値とする。

なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出し、いかなる状態でも、この重量を下回することは認められない。

「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」×0.74）

4.3.2) ダートトライアル競技（非舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出す

該エンジンの補修用として設定している部品を使用する場合は、第1編第3章1.9)の気筒容積別クラスを超えないこと。

3.1.1)～3.1.5) (略)

3.2)～3.5) (略)

第4条 シャシー

4.1)～4.2) (略)

4.3) 最低重量

競技種目別に以下に従った最低重量を保持しなければならない。JAFは性能の均等化を図るため、年度途中でも事前予告をもって最低重量を変更することがある。

4.3.1) ジムカーナ競技（舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から50kg減量された値とする。

4.3.2) ダートトライアル競技（非舗装路面で行うその他の種目を含む）に参加する車両は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

る。

「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」×0.74）

4.4）（略）

第5条～第6条（略）

第7条 サスペンション

7.1）（略）

7.2）ショックアブソーバー：材質はカーボン材を除き自由。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、アップーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更すること、別タンクの車体への取付けを含み、別タンク式のものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.3）～7.4）（略）

第8条～第9条（略）

第6章 スピードSAX車両規定（略）

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

1.1）～1.5）（略）

1.6）燃料タンク

自動車製造者がその型式に、標準仕様として取付けたものからの変更は許されない。

第2条～第3条（略）

4.4）（略）

第5条～第6条（略）

第7条 サスペンション

7.1）（略）

7.2）ショックアブソーバー：材質を含み自由。但し、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、ならびにスプリングの受け皿を変更することができる。アップーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。別タンクの車体への取付けを含み、別タンク式のものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.3）～7.4）（略）

第8条～第9条（略）

第6章 スピードSAX車両規定（略）

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

1.1）～1.5）（略）

第2条～第3条（略）

第8章 スピードSC車両規定

第1条～第2条（略）

第3条 エンジン

3. 1) エンジン

エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールド（主として外観意匠の向上を目的としたもの）は、修正加工、切除等を行わない場合に限り取外しても良い。

3. 1. 1) ～3. 1. 19) (略)

3. 2) ～3. 3) (略)

第4条 シャシー

4. 1) 最低重量：

競技種目別に以下の最低重量を必要とする。

4. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値から100kg減量された値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

重量計測の条件は下記の通りである。

・ ドライバー、搭載物、車載工具の重量は含まない。

・ 一切の潤滑油、冷却水は標準容量を満たす。

・ 計測時の燃料残量がいかなる状態においても、最低重量を満たす必要がある。

4. 1. 2) (略)

4. 2) (略)

第5条～第9条（略）

第8章 スピードSC車両規定

第1条～第2条（略）

第3条 エンジン

3. 1) エンジン

3. 1. 1) ～3. 1. 19) (略)

3. 2) ～3. 3) (略)

第4条 シャシー

4. 1) 最低重量：

競技種目別に以下の最低重量を必要とする。

4. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値から100kg減量された値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

4. 1. 2) (略)

4. 2) (略)

第5条～第9条（略）

第9章 スピードD車両規定 (略)

第10章 スピードAE車両規定

第1条～第3条(略)

第4条 シャシー

4.1) (略)

4.2) 最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

なお、最低重量の計測時における基準重量は下記により算出し、いかなる状態でも、この重量を下回することは認められない。
「基準重量」＝「最低重量（各々に設定されている車両重量の最小値）」－（「燃料タンク容量」×0.74）

第5条～第6条 (略)

第7条 サスペンション

材料の追加によるサスペンションの車体取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

7.1)～7.2) (略)

7.3) ショックアブソーバー：材質はカーボン材を除き自由。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、
アップマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）もしくは強化ゴムブッシュに変更することができ

第9章 スピードD車両規定(略)

第10章 スピードAE車両規定

第1条～第3条(略)

第4条 シャシー

4.1) (略)

4.2) 最低重量：当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。バラストは搭載することができない。

第5条～第6条 (略)

第7条 サスペンション

材料の追加によるサスペンションの車体取付け部の補強を認める。サスペンションの補強部が、中空体を作ることになってはならない。部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材は禁止される。

7.1)～7.2) (略)

7.3) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されな

る。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。 第8条～第9条（略） 以上	い。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。 第8条～第9条（略） 以上
---	--